

平成22年第1回（12月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日（12月20日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営副委員長の報告	5
会期の決定	6
議会運営委員の選任	7
管理者提出議案の上程及び説明	7
議案第13号の説明、質疑、採決	8
議案第14号の説明、質疑、採決	9
議案第15号の質疑、討論、採決	10
議案第16号の説明、質疑、採決	25
議会運営委員長の選任	26
閉会中の継続審査の件	27
管理者あいさつ	27
閉 会	28

埼玉中部環境保全組合告示第7号

平成22年第1回（12月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年12月15日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成22年12月20日（月）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第15号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例
- 4 議案第16号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	福 田	悟	議 員	2 番	長 嶋	貞 造	議 員
3 番	菅 野	博 子	議 員	5 番	中 野	昭	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	現 王 園	孝 昭	議 員	9 番	福 島	忠 夫	議 員
1 0 番	大 澤	芳 秋	議 員	1 1 番	神 田	隆	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 4 番	内 野	正 美	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第1回（12月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会会議録

○議事日程 第1号

平成22年12月20日（月曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営副委員長の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 管理者提出議案の上程及び説明
- 第6 議案第13号の説明、質疑、採決
- 第7 議案第14号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第15号の質疑、討論、採決
- 第9 議案第16号の説明、質疑、採決
- 第10 議会運営委員長の選任
- 第11 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（12名）

1番	福田	悟	議員	2番	長嶋	貞造	議員
3番	菅野	博子	議員	5番	中野	昭	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	現王園	孝昭	議員	9番	福島	忠夫	議員
10番	大澤	芳秋	議員	11番	神田	隆	議員
12番	荻野	勇	議員	14番	内野	正美	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	江中安秋君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○内野正美議長 おはようございます。

ただいまから平成22年第1回(12月)埼玉中部環境保全組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は12名で、定足数に達しております。よって本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

また、今月8日に、吉見町議会選出の小柳幸一郎議会運営委員長さんをご逝去されております。議席に花を置かせていただいております。

ここで故小柳幸一郎氏のご冥福をお祈りするため1分間の黙禱をいたしたいと存じますので、ご協力をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

○内野正美議長 ありがとうございます。ご着席ください。

◎開議の宣告

○内野正美議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程について

○内野正美議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○内野正美議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、12番、荻野勇議員、1番、福田悟議員、2番、長嶋貞造議員を指名いたします。

◎議会運営副委員長の報告

○内野正美議長 日程第2、議会運営副委員長の報告を行います。

去る12月15日に議会運営委員会が開かれております。副委員長にその結果を報告をお願いいたします。

岡田議会運営副委員長。

○岡田恒雄議会運営副委員長 皆さん、おはようございます。議長の発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

その前に少し時間をいただきたいと存じます。吉見町議会選出の小柳幸一郎議員が去る12月8日にご逝去されました。この場をおかりいたしまして、哀悼の意を表したいと存じます。

小柳幸一郎議会運営委員長の突然の訃報に接しまして、我々議員一同は深い悲しみを覚えるとともに、いまだ信じる事ができません。ついこの間、議会行政視察で一緒し、熱心に視察をされ、意見交換会では和気あいあいと振る舞われておりました姿が目に残りてまいります。当組合議会は議会運営委員長の要職にあり、かけがえのない方を失いましたことは、まことにもって大きな損失であり、痛恨のきわみであります。私たちはあなたの亡き後も埼玉中部環境保全組合のさらなる発展のため全力を傾注してまいり所存であります。

小柳幸一郎議会運営委員長に心から感謝の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げ、言葉に尽くせませんが、お別れの言葉とさせていただきます。

それでは、日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る12月15日午前9時30分から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次ご説明を申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、議会運営委員の選任。

日程第5、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第6、議案第13号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第7、議案第14号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第8、議案第15号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例。

日程第9、議案第16号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

以上であります。

なお、日程第5、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第8、議案第15号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例につきましては休憩をとりまして全員協議会を開催することと決定をいたしましたので、ご了承くださいますようお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○内野正美議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○内野正美議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営副委員長の申し出のとおり、12月20日本日1日限りといたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○内野正美議長 日程第4、議会運営委員の選任につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条の規定により、吉見町議会から神田隆君が選出されておりますので、ご了承願います。

お諮りいたします。議会運営委員長の互選につきましては、日程第9の終了後、日程を追加し、休憩をとり、議会運営委員会を開催し、委員長の互選を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第10を繰り下げ、日程第10に議会運営委員長の選任を行うことを決定いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○内野正美議長 日程第5、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第13号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、11月30日専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第15号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例につきましては、新施設建設検討委員会を設置いたしたくお願いするものであります。

議案第16号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会委員の報酬について規定の整備を図るものであります。

以上、議案第13号から議案第16号までの4議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○内野正美議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第13号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第6、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

議会議員の期末手当の率の改正であります。10月15日の議会運営委員会で、議会議員の期末手当を0.2月引き下げることが専決処分にはなじまないが、専決処分もやむを得ないとして議員皆様のご理解をいただき、構成市町、埼玉県央広域事務組合及び北本地区衛生組合の状況を踏まえ、専決処分をさせていただきました。

議案第13号資料1、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の220」を「100分の200」に改め、12月1日から施行させていただいたものであります。

裏面の議案第13号資料2、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の195」を「100分の190」に改め、「100分の200」を「100分の205」に改める。

平成23年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。

◎議案第14号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第7、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

特別職職員の期末手当の率の改正であります。議案第14号、資料1、新旧対照表をお願いいたします。第6条第2項中「100分の220」を「100分の200」に改め、12月1日から施行したものであります。

裏面の議案第14号資料2、新旧対照表をお願いいたします。第6条第2項中「100分の195」を「100分の190」に改め、「100分の200」を「100分の205」に改める。平成23年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時28分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○内野正美議長 日程第8、議案第15号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 休憩中の全協の中で局長から、施設整備検討委員会からの経過について詳しく説明があったわけでありまして、施設整備検討委員会においては、約2カ年にわたって10回会議を開いたに記憶しておりますが、これはあくまで可燃施設の部分が大部分でありまして、この条例を見てみますと、今回の新施設の検討委員会の設置条例は前回の委員会よりも多岐にわたっているということで、非常に大変な委員会になるということが想定されるわけでありまして、とても施設整備検討委員会のようなわけにはいかないなというふうな感じがしてならないわけでありまして、このきょうの臨時会を開くまでに2市1町の副市町長の会議が開かれて、その後当組合に、新施設の建設に参画をしたいという自治体からの副市町村長の会議も持たれて、この条例のとおりに進めていくということで承認をされたということでございます。したがって、これからいろいろな部分で会議が行われるというふうに理解をしております。

まず、組織の部分でお伺いいたしますが、「住民組織等の代表者」ということでありますが、施設整備検討委員会の経過では、各2市1町から1名ずつ選ばれて、残りが地元の役員の住民代表であったというふうに思っておりますが、その地元の住民代表の皆さんの占める役割の大きさが重大かなというふうに思っております。したがって、この時期、これから2市1町とも連合会の役員からということになりますと、役員もかわっているというふうに思いますし、また前回の施設整備検討委員会を経験をした皆さんがこの新しい委員会に参画することが一番スムーズな流れになるのではないかなというふうに思っておりますが、自治会の役員についてどのように考えているのかお伺いしておきます。

それから、事務局の問題であります。事務局については、前の施設整備検討委員会では組合の

事務局が事務を、庶務を担当していたわけでありましたが、今回は委員会の事務局において処理するということでありますので、改めて事務局の職員がそこに配置をされるのではないかというふうに考えております。その事務局を設置する時期について、あるいはまた2市1町から各派遣をされるにしても、どのような人たちが適当なのかという部分のお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、施設整備検討委員会の提言書が出されまして、間もなく2年が経過しようとしております。この施設は管理運営がしっかりなされているということで、それは評価に値するところではありますが、しかしながら、いつ壊れてもおかしくないというふうな施設でございますので、のんびりしている時間はないというふうに私は考えています。そこで、きょうこの委員会条例が可決された後のどういうスケジュールで今後進めていこうとしているのかをお伺いをいたします。

○内野正美議長 答弁を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の自治会の役員についてでございますが、私どもこの可決された以降、構成市町の自治会の連合会、先ほど岡田議員さんも申し上げられましたけれども、任期が少ないということでございますけれども、やはり自治会を代表する方がこの組織には選任されるべきかなというふうに考えております。

それから、委員会の事務局の設置する時期でございますけれども、やはり今回は岡田議員さんのご指摘のとおり、委員会の事務局ということで、庶務ではございません。よって、正副管理者で協議をしていただいて、新年度から派遣をできればお願いしてまいりたいというふうに考えております。

それから、可決された後どうするのかということでございますけれども、皆様方に臨時議会を開いて条例の上程をお願いしたわけでございますので、今議決された後、1月中には検討委員会を立ち上げてまいりたい、そのような計画でございます。

以上でございます。

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 事務局についてはお伺いいたしました。

それから、最初に申し上げた住民代表について、特に2市1町の自治会を代表する人は各2市1町にお任せをすとして、地元の住民の皆さんの代表者であります。これは恐らく前回施設整備検討委員会で熱心に協議をしていただいた方が継続してやっていただくのが一番会の運営がスムーズにいくのかなというふうに思っております。その辺について、もう一度お願いをいたします。

それから、議会についてもそういうことが言えるのかなというふうに思いますが、今後のスケジュールということで、1月中には立ち上げたいということになりますと、大分急いでやらなくてはならない。今まで約2カ年間の空白期間がここでスタートするわけですので、なるべく早目という

ことで、議会からも再三そういうことは、局長はもう承知しているというふうに思います。条例もなかなか決まらないようだから、議員提案でやっぴまおうというふうな意気込みも議員の中ではあったのです。幸いにして管理者の提出ということになったのでよかったです、1月中に立ち上げるとことは管理者も副管理者も事務局も大変なことになるかなというふうに思いますが、各自治体から、2市1町から派遣をされる委員会事務局について、環境にまるっきり素人の方が来ても大変なのかなというふうには思っております。

それはそれなりに各自治体に任せるとして、その次の段階として、2市1町の副市町長の会議があります。それから、ここに参画をしたいという8市町村ですか、その代表の方の会議も開かれます。その次の段階なのです、今度は、11自治体の事務局の方、あるいは2市1町はこういうふうに派遣されるからいいとしても、8自治体の事務局の会議も持たなければ円滑な進行がなされないのかなというふうに思っているのですけれども、その点についてはいかがお考えになるかをお伺いをいたします。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の地元対策、地元の方の、先ほど自治会の方をお願いすると申し上げました。また、この住民代表の組織の代表には、やはり中部環境の流れをよく知っている方々にも入っていただいて、実態を掌握している方々の意見も拝聴していかなければならない組織と認識しておりますので、地元対策協議会というのが地元にございます。その方々を3名予定しております。

今後の計画としては、今の私どもの案でございますと、識見を有する者を2名、組合議会議員を3名、住民組織の代表6名、副市町長3名、合計14名でスタートして、その後いろいろな課題に応じては必要な人に入っていただき、管理者が委嘱するというふうな方向になっております。

それから、8自治体の事務連絡会ということでございます。ご指摘のとおり、私ども2市1町で立ち上げて結構だと承認をいただきました。しかしながら、検討委員会の状況報告、それは組織を立ち上げて、連絡会を立ち上げてまいります。委員会とは別に、私どもの検討委員会の状況を報告する連絡会、それとなお副市町長の連絡会、そういうものも視野に入れて今検討しているところでございます。

以上でございます。

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 最後の質問になりますが、3回目でありますので。

そういたしますと、この結論といいますか、提言をしなければならないという、3年なのか、4年なのか、5年なのかというふうに、上るかというふうに思いますが、これは恐らくできれば早いほうがいいという答弁になるかと思いますが、事務局あるいは管理者の考え方として、どのくらいをめどにこれを考えていくのか。先ほど申し上げたとおり、決して予断を許さない施設、いつ壊れても不思議はないという年数になってきておりますので、そういった部分において、どのくらいを

めどに結論を求めたらいいのかという考え方なのですが、お願いします。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 岡田議員さんおっしゃるとおり、できるだけ早い時期に協議会を開きたいと思えます。もう一つは、参画の意向を示している市町村のごみ処理施設がかなり・迫した状況になってきております。また、岡田議員さんおっしゃるとおり、この施設も現在のところは良好な設備といえましょうか、しかし、いつ壊れても不思議のない、そういうふうな状況だというふう認識しておりますので、できるだけ早い時期の結論に向けて私どものほうとしてやっていきたい、そのように考えております。

○内野正美議長 ほかに質疑。

中野議員。

○5番 中野 昭議員 それでは、議案第15号について何点かお聞きしたいのですが、1つは、先ほど事務局長の説明の中で、11月24日、参加を希望している自治体の副市町長に集まっていたいて説明会をというくだりがございましたけれども、その中で、今の答弁の中でも進めてくださいということはあったわけですが、参加者があった中で、当然口頭でそういう約束だったのか、あるいは後日その自治体から承諾書をきちっととったのかどうかですね。とったとすれば、未提出の自治体があるのかどうか。今8自治体となっていますから、その辺についてまず1点を伺っておきたいと思えます。

次は第3条の組織のところでございますが、委員25人以内ということでございますが、当面2市1町では、識見者を含めて先ほど全部で14名ということになっております。そうしますと、25名以内ですから、25名とは限りませんが、一応案としては11名まだ残っている。この11名の委員が、先ほど言った8自治体の、参加希望をしている自治体の中でおくれて当然そこに委員として入ってくる枠ではないかというふうに私は理解をしているわけでございますが、この辺について、8自治体ということなので、先の話なのですが、例えば各自治体から1名ずつ出たにしても8名で済むわけでありまして、そういう点では11名という枠がありますが、そういう「以内」ということなので必ずしも限定されていないわけですが、そういう考え方でいいのかどうかということはお聞きをしたい。

それから、もう一つは、先ほど管理者のほうから答弁がございましたけれども、この任期が「2年とする」となっておりますが、先ほど、できるだけ早くしたいという答弁がございました。そういう点では、特に参加希望のところの処理場が大変逼迫をして、急いでいるということがありますので、そういう点からすると任期、「2年とする。ただし、再任を妨げない」というふうになっております。そうしますと、この字面をとりますと、2年以上かかっても仕方がないというようなものがあるやに見えるのですが、この辺について当然一般的な書き方としてはこういう書き方になるわけでありまして、今言いましたように、急いでいるということになれば、この辺についてのやっ

ぱり表現の仕方はいかなものかと。いわば設置条例としていかなものかというのが3点目であります。

4点目が、第7条で「委員会は」というくだりがございますが、調査研究の必要があるときは、これは部会を置くことができるという規定になっておりますが、当然この委員会で、先ほど説明の中では、識見を有する者2名を考えているという答弁がございましたけれども、そうするとこの委員会委員の中における専門の事項について、部会のほうの関係で「専門の事項について」というのがございます。この「専門の事項」ということになると、当然この識見者2名、これがそこに入ってくるのか、あるいは新たに専門家として委員を委嘱し、そしてその中に部会に設置するという考え方なのか、これについて伺っておきたいと思っております。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の、24日の参加する団体の口頭なのか、何か書類をとったのかということでございますので、お答えさせていただきます。

24日の11市町村の副市町長会議ということで、東秩父村さんはまだ副村長がいらっしゃらないということで代理が見えたのですが、ほとんど副市長の方が見えました。その中で、8市町村のうち7団体については了解の協議書、市町村長名で了解いただきました。1団体につきましては、口頭で、2市1町で立ち上げるのもよろしいと。なぜかというと、今の段階で市議会の状況報告をしていないので文書では難しいということでございますけれども、2市1町で立ち上げるのは結構だというふうなことをいただきましたので、了解いただいたと認識しております。

それから、25人でいいのかというご質問でございますけれども、やはり私どもこれから検討委員会がどういう進捗になるかわかりません。そのたびに人数を補給するのに皆様方の条例改正の決議をいただくよりも、当初から弾力性を持った人数枠にしておきたいということで、それから8自治体の枠でいいのかということなのですけれども、今現在参加の申し出をしているのは8団体でございます。8自治体の方々が、今後私どもの進捗状況において組織に入るとか、いろんな進捗になるかと思っております。そのときの枠も視野に入れております。

それから、「再任を妨げない」ということでございますが、先ほど中野議員さんも、通常このような表現をさせていただいております。しかしながら、私ども事務局に管理者から、立ち上げた以上は早急に検討結果を出せるような進め方をさせていただきたいという指示をいただいておりますので、これは文章表現のことですので、当委員会が設置されれば、できる限り早く検討いたしたいというふうに思っております。

それから、7条の専門事項についてのご質問でございます。これはやはり検討委員会を立ち上げて、いろんな協議、ご意見が出ようかと思っております。やはり専門分野の方を招致して、検討委員会にも入っていただくような方がこれから必要になってきます。例えば大学の教授とか、そういう方々も当然組織に入ってもらわなければならない。そのときの流れで、その方が中心になって部会にな

る。それから、やはり今回の、岡田議員さんも言いましたけれども、所掌事務がかなり多くございます。その中で専門分野の方も入るということで、それもメンバーの中の一人として考えております。

以上でございます。

○内野正美議長 中野議員。

○5番 中野 昭議員 それでは、再質問を行います。最初の質問の答弁で、1団体が紙、ペーパーで出していないと。そのときの理由は、議会にまだ相談をしていないということですが、これ11月24日ですが、その後当然各自治体とも12月定例会が行われているわけです。その自治体が必要とあれば、当然12月定例会で相談して、そして何らかの、他の7団体と同じような形を、歩調をとるということも時期的には、定例会終わっているわけですから、可能でありますよね。しかし、今この時点では出ていないようでありますので、そういう点からすると、少なくともこの事務局として、口頭ではなくて、12月議会終わったということから、再度これについては、他の7団体についてはこういうものが出ているのですけれどもという催促という、督促と言ってもおかしいですけども、そういうものを、アクションを、中部環境の事務局として起こしたのかどうか、これについてちょっと伺っておきたいというふうに思います。

次に、2点目でありますが、委員会の25人以内ということですが、これは先ほどの答弁で、当然後から入ってくるだろう、8自治体。これは、今この段階ではきちとしたことは言えないにしても、当面14名で2市1町の関係者で行うわけですから、そういう点ではその議論、この委員会とは別に8副市町長の会議が引き続いて行われるのではないかと思うのですが、この委員会、新たな8団体が委員を送り込む時期というのはどの程度、あるいはどの程度の議論が進んだ中でそういうものが参画をしていくのかというのは、今日現在そういう中でめどは持っているのかどうか。というのは、この委員会そのものが、先ほど来管理者も事務局長も、そうだから長くやるものでは、急ぐのだということですから、急ぐという以上は、この8団体がいつこのメンバーに入ってくるのか。委員会の中です。そのとき、どういう状況なら入ってくるのか、入ってもらうのかというようなものが今日現在骨格としてあるとすればお聞きしたい。

以上2点です。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の8市町村の1市に対してアクションを起こしたのかということですが、アクションを起こしておりません。なぜかと申しますと、先ほど申し上げました、今後私どもは検討委員会を立ち上げて、岡田議員さんもした事務局レベルの連絡会を立ち上げて、副市町長も連絡会として立ち上げます。ですから、私どもは2市1町で検討を始めるといっても、残り参加を希望している市町村にはるる情報を提供します。その中で、それではどうのこうのというふうになってくる市町村も出てくるとはわかりませんので、その状況も視野に入れているとい

うことでございます。

ですから、8市町村をどこに入れるかということになりますと、この所掌事務の中で一番の問題は立地でございます。どこにつくるかによって、その参加を意向している団体がアクションを起こしてくると思います。ここにつくるのでは嫌だよと、言葉は悪いですけども、そういうふうな市町村出てくる。一番遠いところで今東秩父村さんで、例え、仮説なのですけども、このところからはかって31キロございます。それでも中部環境に参画をしたいという協議書は出されました。2市1町で立ち上げてくださいよというようなことも言われております。

ですから、この時期はいつなのかということになりますと、相当難しいのでございますが、ただ私どもは負担の関係とかいろいろ団体に情報を流して、これから参画できるよということでは条例の中へ入ってくる団体もあろうかと思っております。よって、計画的には、今の段階ではいつごろという明記ではなくて、やはり協議をしていく中で、構成市町というか、参加を予定している市町村に情報提供して意見調整をして進めていくと。まるっきり2市1町で進めるわけではございませんので、その点をご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○内野正美議長 中野議員。

○5番 中野 昭議員 では、最後に、今事務局長から答弁をいただきまして、当然この委員会と、あわせて別に並行に8団体の副市町長会議という中で、その辺でやっぱりいつ入ってもらうかということも、整合性というか、タイミングというのはそこへ出てくるというのは私も理解できるのです。そうなってくると、逆に、この委員会には議会からの選出が、先ほどの答弁では3名を考えているということがございました。そうしますと、少なくとも8副市町長会議だとか、あるいはこの委員会というものについて、その経過、状況を含めた報告について、やはり少なくともこのきょう参加している議員の例えば定例会ごとの報告ということになると、だけれども、私やっぱりタイミング的にずれるようなこともあるのではなかろうか。そういう点で、やっぱり進捗状況を含めて、やはりこの議員には、報告できることは書面等も含めてやっぱりきちっと報告をすることによって、やはり情報認識を一致するというようなことは、私は1つはまず必要ではないかと思うのですが、その辺についてどのようにお考えになっているか、最後伺っておきたいと思っております。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 中野議員さんのご指摘のとおりでございます。本日検討委員会の設置条例を提示して、皆様のご理解をいただいて可決された暁には当然建設委員会を立ち上げます。その中で中部環境に選出されている議員さんが状況も知らないというような状況であると困るのでございますので、当然周知していくような体制はとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内野正美議長 ほかに質疑はございませんか。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 最初にお聞きしたいのは、なぜ今まで提言書がなされて、おくれたかというのは、それをお聞きしたいのです。今までの報告では、3基あるのを1基休ませて順番にやっているので順調に進んでいると言われていたのが、突然今回出されたのが、いつ壊れてもしょうがない状況だと。あと、近隣のいわゆる焼却をしている自治体の焼却炉が大変・迫していると先ほど言いましたよね。・迫の状況なので今回提案したと言いますけれども、どうも今まで言ってきたことと違う気がするのです。私は、提言からおくれたのは、やはりちゃんと情勢を見ているのだと思っていました。それで、1基休みながらやっているわけですから、非常に良好な状態であると。他の焼却炉がどうこうというのは、それは県段階で、今小川をこっちが引き受けているように、それぞれのところで引き受けて、ごみは待ったなしですから、やりましょうという状況ができてから、十分論議する上で今まで時間が経過していたのだと思っていただけです。それがさっきの議会で、何が何でも議員の任期切れ前にさっさとやらなくてはいけないとって、ばばばばと進んだわけですね。突然視察も、大変な補正を組んで遠くまで行ってきたわけですが、そこら辺を、本当に壊れそうで急ぐのか、まずその1点。

それから、2つ目は、2年で再任を妨げないと言っていますからいいのですけれども、本当に2年でやる気なのか。先ほどの論議の中で、まるっきし素人がかかわってもわからないだろうと、こういう言い方がありました。「まるっきし素人」というのはだれのことを言っているのかと思うのですが、多分この1、2、3、4で言うと2か3なのでしょうけれども、私は、前に言いましたけれども、首長選挙が、鴻巣が吹上のごみをお願いしている。行田が首長選挙があります。それから、北本も構成市の首長選挙と市議選と両方があるわけですね。鴻巣も吉見も4月で一斉地方選挙で、かわってしまうわけですね。そんなときに、例えば議会から3名といいますけれども、例えば落選した人がここで選ばれて、自分は素人ではなくて玄人だと。「玄人」というのはどういうことかと思うのですけれども、そんなのは議員の立場上はないと思うのです。ですから、本当にそんなに喫緊ではないと私は思いますので、十分論議して事は決めるべきだと思うのです。今まで論議して提案できなかったのは、やはりそんなに喫緊ではなかったからだと思うのです。中部環境が壊れそうだなって私は認識していませんでしたし。

選挙が終わった後、この期に及んだら、選挙はもう4月に終わるのです。5月に立ち上げてやっていくというのならまだわかりますけれども、今の言い分だと、どうも、まるっきし素人が出てきたのでは事が進まないだろうというのは、玄人はだれのことを言っていると思うのですけれども、議員というのは民意の代弁者ですから、そのときの議員が出るべきです。今出たら、もうすぐにやりたいと言っているわけですから、1月にもやりたいと言っているわけですから、今出た議員が4月の選挙で落ちたらどうするのですか。民意の反映ではないと思います。少なくともやるのなら4月以降。選挙が終わった、4月の末でしょうから、5月以降ですね、次の議会は5月ですか

ら。5月以降やって、十分論議をして、民意を反映した形でやるのならまだ認められますけれども、何が何でも1月に立ち上げて、今のこのメンバーのうちで、それも3人ということは、1自治体から1人しか出られないわけですよ、議員の代表は。だれが玄人か。北本と鴻巣と吉見の議員の中で玄人の議員と素人の議員がいるのでしょうか。年期によって違うものとも思えませんし、議員というのは行政をチェックし、民意の代表者である人が私は真の玄人だと思っていますから、そこら辺は1月になぜこだわって進めたいと思っているのか。2つ目です。

それから、11月24日に8市町村の副市町長さんとの話し合いがされたというのですけれども、どこまで踏み込んだ話し合いがされているのか。立地によっては入らないところないよという程度の軽い顔合わせ程度の話しかであったのか、それとも、これから検討委員会に入れていただいて、何が何でも吉見につくっていただきたい、自分たちはただ入りたいのだと、そういう意向の強い副市町長さんの集まりと認識したのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、私たち鴻巣は、これに対して言いますけれども、彩北清掃組合で3名やはり議員を出しているのです。ここがつんぼし敷で、こちらが議員のところでは進んでいっている面もありまして、鴻巣の議会では、前も言いましたけれども、たびたび吹上のごみをどうするのだと、そういう論議が出て、鴻巣の副管理者である原口市長さんは行田の市長さんとそれぞれ話し合いを持っているというような話をされますけれども、いかんせん、方向性が出ないで来ているわけですよ。ですから、行田の選挙が終わらなければ、鴻巣としても2市1町と言われても、市長さんが「さあ」と入る方向にも私もならないと思いますので、副市町長さんの話の中でもそういうことも含めて私出ているのではないかと思うのです。だから、どの程度が話し合いの中で出たのか、そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の、なぜ提言書が出されてから2年もたったのかというご質問でございます。この案件につきましては、提言書の中で、広域化は必須という提言がされました。先ほどもご説明申し上げましたが、広域化については非常に重要かつ微妙な課題であるという報告をさせていただきました。2市1町の副市町長でこの案件について何度も中部環境においでいただいて会議を開催して、1つの方向性を見出してくださいました。先ほど申し上げました、もう一回触れますけれども、現在の構成市町である2市1町との歴史的、地理的なつながりや、参加の意向のある市町村を考慮していただきたい、管理者に報告がなされましたという報告をさせていただきました。よって、この広域化ということが大分ネックになりました。2年もたつてできないというのではなくて、やはり慎重に慎重を重ねて、今回の本日の議会をお願いしたわけでございます。

それから、この施設は良好だと聞いたが、緊急を要するという話が違うのではないかとということでございます。やはり27年目を迎えておりますと、全国で30年以上の施設は5%でございます。そういう施設状況を見ますと、やはり1年で建設できるものではございません。長年の歳月をかけて、

いろいろ状況、よりよい施設、効率的なものとか、いろいろ検討されて方向性が見出させるものと認識しておりますので、この時期が適切というふうに考えております。

それから、任期2年となっているが、2年の間に決めるのかということですが、先ほども中野議員さんからご指摘いただいた、「再任を妨げない」というのは、先も読んだ文言を入れているのではないかとご指摘をいただきました。しかしながら、この事案については早急に解決、方向性を見出す。なぜかと申しますと、参加を意向している市町村が、中部環境はもたもたしていたら、絶対そこにはもう参加はいたしません。私どもの方向性を早く出して、参加を要望している団体に安心感を持たせて、それで入りますよということになれば、組織のほうに入ってくるということでございます。

それから、5月以降がいいと思うが、なぜ1月に設置するのか。これは大分私どももおくれたと。提言書が出されてからおくれたと。やはり1つの方向性を出すには、臨時議会も視野に入れて議員の皆様にご理解をいただいて、端的に言えば中部環境の姿勢でございます。この姿勢を議員皆様にご理解をいただきたいと思っております。

それから、もう一点、11月24日の説明会でどういう説明をしたのか。私ども条例をお見せして、いろいろ意見を聞きました。やはり参加を要望する団体は、いつごろ結論が出るのですかと、そういうご意見も出ました。しかしながら、私どもは、検討委員会で考えるべき事案を事務局レベルでは答弁できないというふうにはっきりとお答えさせていただきました。やはり参加を申し出ている団体は、いつごろ建設ができて、どこにできるのかによって参画意向は変化していく可能性もございますので、一概に私どもが検討委員会を立ち上げて検討をしなければわからない回答と認識しております。

以上でございます。

○内野正美議長 菅野議員。

○3番 菅野博子議員 管理者に答弁願いたいと思うのですけれども、検討委員会が広域化が必須だと言ったから、関係のところにも広く発し、市町村に問いかけたということですがけれども……

〔「よくわかっております」と言う人あり〕

○3番 菅野博子議員 参加を希望するところに話し合いの場を設けたということですよ、11月24日にね。それは広域化でやれという検討委員会の報告が出たからと言いますがけれども、これからは、私もたびたび言いましたけれども、少子化で、人口減と、それから中部環境もごみが減っていますよね。これから再資源化して、本当に環境に優しいというごみ行政にしていくのには、広域でもいろいろあるわけですよ。11市町村でやるのと、今までのより小さい感じでやっていくと。大きくすれば、燃やすごみをどんどん集めなくてはいけないわけですよ。足りないわけですから、常時燃やしていないとダイオキシンは発生してしまうわけですから。そういう今の環境行政と、どう考えても反する部分もあるわけで、今度の検討委員会の中ではそういうことも含めてどういう広域

化……のありようについても論議されるのではないかと思うのです。今回視察したときに、多くのところが、いわゆる大学教授などの専門家についていろんな分野で、提言の中の大きな部分を占めていますよね。どこも行政は入れないで、やり方についてやったという3カ所がありましたけれども、ですから広域化が必須で、事務局長の言い分だと、もたもたしていると何かやる気が見えないので、ばばばっとやるというのかもしれないけれども、何も急いでやることはないと思うのですよね。そこら辺をどう思うのか。

そして、広域化の中に、とにかく中部環境がやっている、今のここでやってほしいと、そういうことが11市の中に濃厚にあるのだと思うのです。まさか東秩父村でやるからおいでと言っているのではないと思いますので。でも、聞くところによると、この吉見でごみをするときは1回だけですよ。施設の改編というのですか、そういうのは1回だけという約束で施設が最初できたと。簡単に大きな施設に変えることができるのかという声も私は市民から聞いているのです。そこら辺が広域化と8市町村が望むところですれ違いないのか。中部環境の2市1町でやるけれども、この今の部分を大きくするという対応できるというふうに、その部分が何%程度考えられるのか。

それと、今の事務局長の答弁にはなかったですけども、選挙で構成が変わるのですね。ですから、5月にしたほうがいいでしょうと思うわけです。かわらないのは吉見の町長さんと鴻巣の市長さんだけで、ほかは再選されなければかわるわけです。行政から出る人はだれが出てあれですけども、議員の場合などは、あとは住民の代表なども場合によってはかわると思うのですが、2年間と位置づけて事を運ぶのなら、選挙が終わった後やるほうがよっぽど市民が納得すると思うのです。特に広域行政というのは、どこかでだれかがやっているよとなっているのですね。鴻巣の人がごみがどこで燃やされているかも知らないという状況がなかなか多い状況の中で、どこかでだれかがやっているという行政にしないためにも、そのときの政治にかかわる人が責任を持って入らなければいけないというのは当然の政治運営のありようだと思いますので、この期に及んで何でわざわざ、1月にやっていって、ばたばたと急いで、他の市町村に中部環境のやる気を見せるのだと。そんなもの見せなくていいですよ。それぞれの自治体の首長が責任を負ってそれぞれのごみ行政をやっているのですから、中部環境は他の自治体のごみの責任を負っているわけではありませんので、そこら辺は急ぐべきではないと思いますので、ちょっと管理者の意見をお聞きしたいと思います。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 まず、菅野議員さんの、施設の建設については十分議論すべき、論議をすべき、協議をするべきだ、全くおっしゃるとおりだと思います。全く同感でございます。

それから、規模につきましては、施設整備検討委員会からのご提言もありますし、それから国、県の意向もでございます。300トン以上が望ましい。これを堅持していきたい。

それから、場所につきましては、これは大変微妙な課題でございますけれども、現在のところは白紙でございます。したがって、新施設の建設検討委員会の所掌事務に立地に関することを入

れさせていただきます。

それから、4月の統一選挙で構成が変わるというお話でございますけれども、行政につきましては、皆様ご存じのとおり、人がかわっても継続をするというのが大原則でございます。それに加えて、現在の新施設の建設につきましては、現在の中部環境議会で方向を定めていただいております。また、建設検討委員会もつくっていただいておりますので、この現在の構成委員さんのほうでもって立ち上げていただくのが筋であろうというふうに考えています。

以上です。

○内野正美議長 菅野議員。

○3番 菅野博子議員 1点、施設の規模ですけれども、国と県が言っているから300トン以上で、どんどん燃やせという提言になっていきますけれども、でも現実にはそういうことを全国でやって、ごみが足りなくて、ごみ集めで、もっと足りないから、効率のよいプラスチックまで燃やそうよと、そういうことになったわけですね、大型化して。ここだって2基でいいものを3基だって、3基やったではないですか。本来2基で間に合うところでしたよね。それを3基建てたわけですから、そのことで大変お金もかかるということで、維持管理もかかりますし、国は1999年に、自治体が赤字でどうにもならないよという中で、100トンでも100トン未満の小型の炉でも補助金を出すよということを国は言ったわけですね。業者はもうかりますよ、大きいのを建てれば。船舶など今斜陽の産業が全部乗り込んできたわけですから。業者のもうけのための大型の炉をどんどん出して、国の政治が大企業と結託して、自治体のお金をもうけの対象にすると。まして広域になると、なかなか住民の目に見えないのをいいことに、そんな中で自治体も採算が合わず悲鳴を上げて、国は小型炉でも補助金を出すよと言ってきているわけですから、識者、いわゆる政治学者なども入れば、私はこれから少子化社会になり、人口減の中で、同じ広域といっても、300トンでなくて、もっと小さくても、環境も含めた効率のいい広域化というのも出るのではないかと思うのです。何か何で300トンが絶対なのかと。そこにしがみついて、絶対そこは変わらないということなのか。

今後の検討委員会の中で、どういうところは変わっても受け入れられることなのか、検討委員会の位置づけをお聞きしたいと思うのです。前回の出したことは、すべてその下敷きの上に、どう実現するため進むのかと。前回施設検討委員会が出したことは金科玉条で、絶対それは変えられないということなのか、そういう考えなのかどうか、ちょっと管理者にお聞きします。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 規模につきましては、施設整備検討委員会のご提言がございます。このご提言を尊重してやっていくのがやはり筋であろうというふうに考えております。

また、300トン以上につきましては、燃焼効率化あるいは効率のよい熱利用ができるという、そのような理解を私もしておりますので、同じことを申し上げることになりますけれども、施設整備検討委員会のご提言を尊重してこれからも進めてまいりたいというふうに考えます。

○内野正美議長 ほかに質疑ございませんか。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 7番、湯澤清訓です。それでは1点、これまでの質疑と答弁、やりとりをお伺いする中で、質疑というよりも要望を含めての質疑をかりての話ですが、ごみ処理というのは非常にやはり管内の住民の方々の本当生活に密着したところで、ですから単に、やはり建設として大型プロジェクトだ、こういう側面も一方ではありますが、他方やはりそういう生活の密着度ということから言えば、やはりその住民の方々の声というのは、当たり前ですが、忘れてはならないわけで、ですからそのような観点から、いま一つは、この間、3条の委員会の構成メンバーということに対して注目して、いろいろご答弁いただいたのですね。まずはそこについても、そういう視点からもぜひ広範に、より広く今後も進めていっていただきたいなと思います。それとともに、そこから先、運営上の話で、それでやはりここでも直接的にこの管内の住民の方々のお声が反映される形、取り上げられる形が望ましいと私は思うのです。

そんな中で、これはもちろん委員会ができて、委員長さんが先頭に決めることではあります、例えば今の時点での考えられるのがパブリックコメントの実施ですとか、あとはホームページへのメールの活用等もありますね。具体的に、例えば各市町村、市や町によっては、例えば我が市においては「市長への手紙」なんていう制度を設けている例もあるのですが、そういったように何かしら特別住民の方々の声を取り上げていく、そんなことが私は望ましいと思いますが、その点について考えをいただきたいと思います。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 湯澤議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ごみ処理は、これは一日たりともやらなくて済むというふうなことではありませんので、これはもうずっと継続してやっていくというのがまた行政の責任であろうというふうに思います。それを進める上で地域住民の皆様の声を尊重してやっていくというのは、それはもう大原則であろうというふうに思いますので、今後もそのように努めてまいります。

○内野正美議長 湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 まずは管理者みずからご答弁いただきまして、ありがとうございます。まさにそのとおりであるとともに、あともう一点が、いかなる建物ができるかということ以外のところで、実はこういう出来事といいますか、こういうきっかけというのは、例えば中部環境そのものを広く管内の方々に知っていただく。または、本来、よく事あるごとに私イニシアチブをとっていないと申している部分ですが、まさにごみ問題でもそうですし、環境問題でもそうです。そういったことを管内の方々に、また、もしかしたら広く管外、全県、全国的にも発信するいい場でもあるわけですから、そういった視点も忘れずに活用していただきたい。

そのことを申し上げて、質疑を終わります。

○内野正美議長 ほかに質疑ございますか。

大澤議員。

○10番 大澤芳秋議員 現在の白紙という状態だと管理者答弁しているのですけれども、どう見ても、今のこれから新しい場所を考えると、10年とかという半端ではない時間かかるので、これから入ってくる8自治体を思って、立場は全く横一線で始まるという意味で「白紙」と言っているのか、あるいはまた、300トン以上の施設を建設となると現在の場所では何か支障が出るものか、そういういろんなことを考えて白紙と言っているのか、その辺をもうちょっと突っ込んで答弁いただきたいのですけれども。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 新施設の建設に関しまして、特にごみ処理施設に関しましては立地が大変微妙な、また一番基本的な課題であるというふうに認識をいたしております。

現在中部環境の事業に参加を希望している自治体がありますが、その参加を希望している自治体は、この中部環境のこの場所でごみ処理がなされるということを想定していると思います。ほかのところを考えていることはまずないというふうに思いますので、その想定も十分考慮しながら進めていきたいなというふうに思っております。しかしながら、場所をどこにするということを今ここで申し上げるわけにはまいりませんので、「白紙」というふうにさせていただいております。

○内野正美議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論のある方の発言を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 新施設検討委員会は5年、10年かかるのが各地の実態ですので、必要であることは認めますが、今回提言がされてから約2年間検討委員会の設置は引き延ばされてきました。これは、この中部環境が当局の大変な努力で、すぐ壊れそうという状態ではなく、良好な状態で来たということもあると思います。ところが、さきの議会で、臨時議会を開いてでもやれと、こういう質疑の中で、突然今回の議会では、いつ壊れるかわからない、周辺の焼却場が25年、30年たって緊迫の状態なので設置するということになりました、そういうことも言われました。

また、質疑の中で、1月に立ち上げて行くと。そして、早く方向性を出して、中部環境が地域のいわゆる8団体などにもやる気を見せるのだということですのでけれども、この期に及んで、何も半年先に無理やり立ち上げることもないと思います。4月には、構成している北本は市長選挙と市議選、鴻巣は市議選、そして吉見町も町議選を控えています。住民の声の代表で決めるのが本来の政治のあり方であると思いますので、新議員が誕生し、また新執行部が誕生した5月以降の建設委員会を

立ち上げてやるのなら賛成をしますけれども、わからない人がやられては困るなどという名のもと、まるっきりの素人がやるのはいかがなものかという言い分で1月に現在の議員で立ち上げるということには懸念がありますので、反対を表明します。

そして、鴻巣で言うなら、彩北の清掃組合に吹上部分のごみを出しています。これまでも施設検討委員会では吹上のごみについては関心を持っている程度の言い分で、きちっとした結論も出ていませんし、吹上、行田の彩北清掃組合には鴻巣の議会から3名の議員が出ていますけれども、こことのコンタクトもなければ、3名の議員、そのうちの1名の議員に聞きましても、彩北のところではごみ建設の場所等についてはまだ質疑されていないということもありますので、2市1町で立ち上げると言いますが、鴻巣については今の状況をどうするかということにも時期を要すると思います。行田も今回市長選挙と市議選があるわけですので、こうした立場で反対討論としますが、本来この議案を提案するに当たっては、本会議場でこの内容について説明すべきであると思います。全員協議会に振りかえての説明では、議事録を読んでも有権者の皆様には詳しいことは通じませんので、議会のありようについてもやはり見直しとチェックが必要ではないかなということを書いて、反対討論とさせていただきます。

○内野正美議長 反対討論が終わりましたので、賛成討論のある方の発言を許可いたします。

現王園議員。

○8番 現王園孝昭議員 議案第15号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例について、賛成の立場から討論を行います。

本条例は、埼玉中部環境保全組合が新たに建設するための一般廃棄物処理施設の整備に関する事項について調査研究をするための検討委員会ということですが、それにつきまして今回のこの検討委員会の内容等を見ますと、検討委員会で検討するものに1項目から7項目でございますけれども、特にこの問題につきましては、立地に関する事、あるいは資源化の整備に関する事、あるいは熱処理施設に関する事などなどいろいろと検討をする必要がございます。そのためには、住民の深い理解を、本当に必要な立地の問題あるいは資源化に向かって地元への還元等々いろいろな、地元丁寧に説明をし、そして理解を得るためには相当な時間が必要だと思っております。そのためにも一刻も早くこの検討委員会を立ち上げまして方向性を示して、そして丁寧に、地元あるいは関係の自治体におきましても、そういった方面からこの検討委員会の方向性を示しながら説明をする必要があるという観点から賛成討論をいたします。

○内野正美議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○内野正美議長 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第9、議案第16号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第16号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新施設建設検討委員会委員報酬の規定の整備を図りたいとするものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。別表中「施設整備検討委員会」を「新施設建設検討委員会委員」に改めたいとするものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

◎議会運営委員長の選任

○内野正美議長 日程第10、議会運営委員長の選任につきましては、埼玉中部環境保全組合委員会条例第4条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで委員長の互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時46分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員長の選挙が行われて、議長に報告がなされております。本会議でご承認いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

それでは、互選の結果を岡田議会運営副委員長から報告願います。

岡田議会運営副委員長。

○岡田恒雄議会運営副委員長 議長に発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

休憩中議会運営委員会を開催をし、慎重に協議いたしました。その結果、互選により、議会運営委員長に神田隆議員が選出されましたことをご報告申し上げます。

また、議案第15号で新施設建設検討委員会の委員について説明を受け、1月中に立ち上げを行いたいということがございますので、組合議会議員からの選出委員について早急に選出しなければならないということになり、また改めて各構成市町で集まって協議するいとまもございませんので、委員長の互選とあわせて議会運営委員会で協議を行いました。

協議の結果、施設整備検討委員会からの流れを考慮し、施設整備検討委員会での委員であった議員3名が各構成市町におりますことから、北本市、福島忠夫議員、吉見町、内野正美議員、鴻巣市は私岡田恒雄の3名が推薦されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○内野正美議長 ただいま岡田議会運営副委員長から報告がなされております神田隆議員を議会運営委員長に決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、神田隆議員が議会運営委員長に決定いたしました。

また、新施設建設検討委員会の組合議会選出の委員に鴻巣市の岡田恒雄議員、北本市の福島忠夫議員、吉見町、私内野正美が推薦されました。ご了承願います。

◎閉会中の継続審査の件

○内野正美議長 日程第11、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

議会運営委員長から、次の議会の会期の日程等議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査と決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○内野正美議長 以上で、本議会臨時会に提案された議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会臨時会にご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいておるところでございますが、供用開始以来27年目を迎えており、施設も老朽化してきておりますので、新施設建設検討委員会を設置いたしまして新施設建設に向けた協議、検討を進めてまいりたく、議会臨時会をお願い申し上げました。新施設建設検討委員会設置条例につきまして可決をいただきましたので、今後速やかに設置してまいりたいと存じます。

ところで、先ほど内野議長から、また岡田議会運営副委員長から、故小柳幸一郎議員に哀悼の意が表されました。この場をおかりいたしまして、私からもお礼を申し上げ、弔意を表したいと存じます。

先日の葬儀の際には、副管理者の原口市長、石津市長、また内野議長を初め多くの議員の皆様にご厚情いただき、まことにありがとうございました。また、本日は議員皆様のご厚意により、議席に花を手向けていただき、まことに心温まるご配慮に心から感謝を申し上げる次第であります。

小柳幸一郎議員は、平成15年、46歳で、誠実な人柄と確かな行動力から地域住民の厚い信頼を得られて町議会議員選挙でトップ当選され、現在2期目で、吉見町では副議長の要職にございました。平成17年6月、当組合議会議員として選出され、平成19年5月から議会運営副委員長、昨年6月からは議会運営委員長として活躍されており、10月議会定例会では当組合の表彰規程に基づき5年表彰を受けられたばかりでございまして、今後さらなるご活躍を期待していたところでございます。

しかしながら、去る12月8日、突然の訃報に接することになり、残念でなりません。小柳幸一郎議員に心から感謝の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。今後も小柳議員の意を酌んで、埼玉中部環境保全組合のさらなる発展のため努力してまいりたいと存じます。

結びに、議員皆様のより一層のご活躍とご健勝をご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○内野正美議長 これをもちまして、平成22年第1回（12月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

（午前11時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月20日

議 長 内 野 正 美

署 名 議 員 荻 野 勇

署 名 議 員 福 田 悟

署 名 議 員 長 嶋 貞 造